

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 ()	1
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	〈7・8 掲示〉 1
高知県教育委員会規則	
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
○告示 (指定講習機関の指定) の一部改正	7
○告示 (運転免許取得者教育の認定) の一部改正	7
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (7・13掲示)	7

告 示

高知県告示第446号

高知県土地改良事業団体連合会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年7月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量 (ほ場整備の確定測量)
- 作業期間
平成22年7月1日から平成23年3月10日まで
- 作業地域
南国市十市地域

高知県告示第447号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 柏島二ツ石
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町柏島字東大戸山1014番から幡多郡大月町一切字辻り堂214番46まで	前	3.9 } 52.5	2,128
	後	3.9 } 42.3	
幡多郡大月町一切字辻り堂214番79から幡多郡大月町一切字辻り堂214番46まで	A	3.9 } 42.3	690
	後	11.2 } 76.0	
幡多郡大月町柏島字東大戸山1014番から幡多郡大月町一切字辻り堂214番46まで	B	11.2 } 76.0	1,546

高知県告示第448号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 田村高須
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市伊達野字野地71番から南国市伊達野字野地79番まで	前	2.7 } 3.0	17
	後	5.0	

	後	5.5	17
--	---	-----	----

高知県告示第449号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年7月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 柏島二ツ石
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町柏島字東大戸山697番10から幡多郡大月町一切字辻り堂214番46まで	540	平成22年7月20日

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年7月8日から2週間高知県文化生部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年7月8日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年7月8日	変更前	特定非営利活動法人 障害者	楠目 泰夫 高知市知寄町二丁目3番11	この法人は、障害者、高齢者、要介護者等に対して、介護、給食サービ

	支援ネットワークウェブ		号	ス、広報活動、小規模作業所の運営、文化、芸術等に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
変更後	特定非営利活動法人ーちえ	〃	〃	この法人は、障害者、高齢者、要介護者、子ども等に対して、介護、給食サービス、広報活動、文化、芸術等に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月20日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第12号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）別記第1号様式の3の2による誓約書

第3条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）別記第1号様式の3の2による誓約書

第3条第3項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）別記第1号様式の3の2による誓約書

第3条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 申請者は、2人の連帯保証人を定め、第1項第1号、第2項第1号又は前項第1号に掲げる誓約書に署名させなければならない。

5 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）のうち少なくとも1人は、保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。

第4条第4項を削る。

第6条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

第11条第3項中「の属する月」を「（第1項の規定による奨学金貸与再開申請書の受理が当該日後となったときにあつては、当該受理をした日）の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときにあつては、当該日の属する月）」に改める。

別記第1号様式裏面を次のように改める。

(裏面)
(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	母子・父子加算	収入基準額
	給与 その他				
収入合計					
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯	

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- 4 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 連帯保証人2人が署名した誓約書（別記第1号様式の3の2）
 - (2) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (4) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯（市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。）又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯（市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。）は、市町村長が発行する証明書
 - (5) (3)又は(4)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (6) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (7) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、そのことを証明する書類
 - (8) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 5 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第1号様式の2裏面を次のように改める。

(裏面)
(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	母子・父子加算	収入基準額
	給与 その他				
収入合計					
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯	

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- 4 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 連帯保証人2人が署名した誓約書（別記第1号様式の3の2）
 - (2) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (4) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯（市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。）又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯（市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。）は、市町村長が発行する証明書
 - (5) (3)又は(4)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (6) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (7) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、そのことを証明する書類
 - (8) 在学する高等学校等が発行する在学証明書
 - (9) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 5 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第1号様式の3裏面を次のように改める。

(裏面)

奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情（事実発生年月日： 年 月 日）	
学校長の所見	
年 月 日	学校名
	学校長氏名 

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	母子・父子加算	収入基準額
	給与 その他				
収入合計				事由発生前	
				事由発生後	

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
 ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
 (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
 ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
 4 次に掲げる書類を添えてください。
 (1) 連帯保証人2人が署名した誓約書（別記第1号様式の3の2）
 (2) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 (3) 市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 (4) (2)及び(3)に掲げる書類のほか、奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情を証明する書類
 (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 (6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、そのことを証明する書類
 (7) 在学する高等学校等が発行する在学証明書
 (8) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
 5 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第1号様式の3の次に次の1様式を加える。

第1号様式の3の2（第3条関係）

誓約書

年 月 日

高知県教育長 様

申請者	フリガナ氏名	〒	住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
保護者※1	フリガナ氏名	〒	住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
	申請者との関係		職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ氏名	〒 ※3	住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
	申請者との関係		職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ氏名	〒 ※3	住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
	申請者との関係		職業	勤務先	

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たします。

保護者においては、申請者に対して、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようにします。

連帯保証人においては、貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

- 備考
- ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
 - ※2 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 - ※3 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

別記第4号様式備考中「とともに作成した別記第3号様式による誓約書」を「が署名した別記第1号様式の3の2による誓約書（当該様式中「申請者」とあるのは、「奨学生」と読み替えてください。）」に改める。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
郵便番号
住 所
氏 名 ㊤
電話番号

奨学金貸与再開申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の貸与の再開を申請します。

記

- 貸与の再開を申請する理由
- 貸与の一時停止の始期 年 月から
- 貸与の一時停止の理由がなくなった日 年 月 日

備考 「貸与の一時停止の理由がなくなった日」欄は、貸与の一時停止の理由がなくなる前に申請する場合は、その理由がなくなる予定の日を記載してください。

別記第13号様式備考1中「1人」を「少なくとも1人」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 次項に規定する場合を除き、この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条、第4条及び第6条並びに別記第1号様式から別記第1号様式の3の2までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奨学金の貸与を申請する者について適用し、施行日前に奨学金の貸与を申請した者については、なお従前の例による。
- 平成23年4月1日前に新規則第3条第3項に規定する申請者が奨学金の貸与を申請する場合については、なお従前の例による。
- 新規則第11条第3項及び別記第10号様式の規定は、施行日以後に奨学金の貸与の再開を申請する者について適用し、施行日前に奨学金の貸与の再開を申請した者については、なお従前の例による。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第20号

平成9年3月高知県公安委員会告示第4号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年7月20日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

表中「北村 相」を「中山俊一」に改める。

高知県公安委員会告示第21号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成22年7月20日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

表中「代表取締役 北村 相」を「代表取締役 中山 俊一」に改める。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成22年8月3日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成22年7月13日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成22年7月13日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

吾川郡仁淀川町橘字シゲヒロ186番5及び186番6の土地の所有者兼関係人(物件所有者)のうち次の者

居所不明。ただし、住民票住所

大阪府大阪市淀川区東三国二丁目12番48号羽衣荘

三本 千代子

住所及び氏名不明

亡三本万太の相続人